

令和 8 (2026) 年 1 月 21 日

新入生保護者の皆様

大阪市立住吉小学校
校長 生嶋 雅人

災害共済給付制度について

独立法人日本スポーツ振興センターでは、学校管理下で起こったけがなどに対して、医療費等の給付をおこなっています。この給付の経費は、国・学校設置者及び保護者の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」といい、加入期間については6年生まで継続されます。保護者負担額は、年間460円（本年度参考）を児童費で毎年徴収させていただきます。

ご入学の際に、皆様にご加入をお願いしております。なお、加入同意書は入学式の日にお渡ししますので、ぜひご加入いただきますようお願い申しあげます。

学校管理下 とは？	○授業中・休み時間など学校にいるとき（ただし、いきいき活動に参加後は含みません） ○決められた通学路を通っての登下校中 ○遠足・社会見学・宿泊行事などの校外学習 ○学校行事で課外活動を行っているときなど
給付の対象に ついて	同じ災害によるけがで、治癒までにかかった診療点数が500点以上のもの（保険証を使用していること）
給付金の 支給期間	初診日から最長10年間
給付申請の 手続きについて	学校から必要書類を保護者の方にお渡しいたします。請求手続きは、保護者から提出された書類をもとに学校が行います。療養を受けた日から2年間請求を行わない場合は無効になります。
必要書類	手続きの際に、学校からお渡します。 ○医療等の状況・・・（医療機関で記入してもらう書類） ○調剤報酬明細書・・・（薬局で記入してもらう書類） ○医療証等併用届・・・（保護者が記入する書類） ※治療の内容により、他の書類が必要な場合もあります。